

## 連合国最高司令部、サンフランシスコ平和条約、 そして韓日外交関係の構築

李 碩 祐

### I. 戦勝国の敗戦国領土処理、その法的根拠に対する問題提起、そして領土紛争事件で示される国際司法機関の法理

国際法上、戦時占領国は被占領国の領土に対していかなる権原も権限も持たないため、それを最終的に処分する権限はなく、被占領国領土の地位は平和条約によって最終的に決定される。ゆえに戦時占領が確立したとしても、被占領国の主権が法的に占領国に当然のように移転するのではなく、占領当局は占領地の秩序維持と平和回復のため必要な行為を遂行する権限と手段を取得するに過ぎない。

しかし、戦時占領軍の権限についてのこのような原則的な理解にもかかわらず、現実での適用は異なるあり方を示している。つまり、戦勝国による敗戦国の領土の処分行為が事実上行われており、その結果も実質的に適法なものとして容認されている。第一次世界大戦の同盟国(Central Powers)や第二次世界大戦の枢軸国(Axis Powers)の敗北以後、主要戦勝国家は該当敗戦国家の領土に対し共同で処分権を行使した。1919年と1920年に連合国最高委員会(Supreme Council of the Allied and Associated States)によって採択された決定と、1943年と1945年のテヘラン、ヤルタ、ポツダム、そして以後の外相会議は、こうした処分権行使の例である。

このような方法の領土処分の結果として領土を喪失する国家は、該当地域についての平和条約の関連規定によって権原を放棄することとなり、実際にこのような場合が頻繁に発生した。しかし、該当領土の放棄措置と、放棄領土を接収する国家が平和条約の発効以前に一般的に占有しているかどうかに関係なく、そのような処分が適法なものとなされてきた慣行は、多くの法的な議論の余地を内包している。もちろんこうした処分ないしは譲渡権限の存在について国際法学者は認定しているが、そのような権限についての満足な法的根拠の提示や同意は、難関に逢着している。一部は、国際社会がそのような権限を主要国家あるいは強大国に委任したという推定のもとに、政治的現実が法的な形態に形を変えたものと主張する<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 主要国家による共同決定による処分(Disposition by Joint Decision of the Principal Powers)に言及されたBrownlie教授の該当主張の原文は次の通りである。("After the defeat of the Central Powers in the First World War, and the Axis Powers in the Second World War, the leading victor states assumed a power of disposition, to be exercised jointly, over the territory of the defeated states. In the years 1919 and 1920 decisions were taken by the Supreme Council of the Allied and Associated States; 1943 and 1945 by meetings of leaders at Tehran, Yalta, and Potsdam, and subsequently by meetings of Foreign Ministers. States losing territory as a consequence of

問題は、戦勝国が敗戦国の領土の処分行為をするにあたり、該当処分領土への権原を持っている関連当事国間の歴史的な利害関係をまったく考慮しない慣行を見せているというところにある。一例として、灯台仲裁(*Lighthouses Arbitration (Fr. v. Greece)*)事件において常設仲裁裁判所(PCA)は、ロンドン条約第5条で連合に処分が委任されたエーゲ海上に位置する全てのオトマン島嶼を処分する権限の行使において、連合国が以前に領土を剥奪された国家の歴史的権利を考慮したという証拠がないことをその決定を通じて示している<sup>2</sup>。

これと同様に、領土紛争に関する事件の解決で、ICJ(国際司法裁判所: *International Court of Justice*)が代表する国際司法機関は既存の伝統的な「領土取得に関する国際法の一般原則」とは異なる法理を示している。特に、最近の判例などを通じてICJが導き出した最も代表的な法理の一つは、領有権紛争の解決で、当時紛争地域を支配し、実質的な領土処分の権限を行使していた帝国主義国家の決定や、そのような決定が反映された条約の解釈および適用について、絶対的な証拠能力を持っていると評価することで、議論の余地が大きい歴史的な史料の証憑力を否定し続ける立場を堅持しているという事実である<sup>3</sup>。

領土紛争に関する最近の判例を通して示されるこのような国際司法機関の領土紛争と、いわゆる「植民地問題(Colonial Question)」に対する脱歴史認識的、機能主義的、そして便宜主義的な法理によって、結果的にその法理適用の弊害に直接的に影響を受ける植民地経験から脱した新生独立国家は、司法的帝国主義の侵奪という循環に直面する。

こうして見ると、紛争当事国の歴史の前段階を考慮しなければそれらの現在の権利が適切に評価できないと主張し、全体の歴史的な脈に当然の価値を付与しないことにより、ICJは法的に説得力ある方法で紛争を解決するための範囲を不必要に狭める結果を招いたと主張した「カタールとバーレーン間の海洋境界および領土紛争に関する事件」でのクワイマンス(Kooijmans)裁判官の個別意見<sup>4</sup>と、植民地時代の害悪の遺産の認定と認識についての再考を求めた「カメルーンとナイジェリア間の領土紛争事件」のランジェヴァ(Ranjeva)裁判官の個別意見<sup>5</sup> <sup>6</sup>などは、戦勝国の敗戦国領土処理の法的根拠への

---

dispositions in this wise might, and often did, renounce title by the provisions of a peace treaty to the areas concerned, but the dispositions were assumed to be valid irrespective of such renunciation and the recipients were usually in possession prior to the coming into force of a peace treaty. The existence of this power of disposition or assignment is recognized by jurists, but they find it difficult to suggest, or to agree upon, a satisfactory legal basis for it. Some translate political realities into legal forms by supposing that the community of states has delegated such a power to the 'principal' or 'great' powers. ...") Ian Brownlie, *Principles of Public International Law* (2003), pp.130-1

<sup>2</sup> See, *Lighthouses Arbitration (Fr. v. Greece)*, 23 I.L.R. 659 (Perm. Ct. Arb. 1956)

<sup>3</sup> 結果的に新生独立国家が関連する領土紛争の解決のため、これらの地域および紛争国家を植民支配していた過去の帝国主義国家の無差別な領土拡張のための専横を無批判に受け入れていたICJをはじめとする国際司法機関のこうした法理は、残酷な植民地時代の復活という批判を呼び起している。外国でも国際法上ヨーロッパ中心主義的な帝国主義の克服問題に絶えず問題提起が行われている。その最も代表的な文献として、Antony Anghie, *Imperialism, Sovereignty and the Making of International Law* (2005)参照。

<sup>4</sup> 該当判決文の原文は次の通り。“[Only] by taking into account the full spectrum of the Parties' history, can their present rights be properly evaluated. By not giving the full historical context its due, however, the Court has ... unnecessarily curtailed its scope for settling the dispute in a persuasive and legally convincing way.” *Case concerning Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain* (Qatar v. Bahrain), 2001 I.C.J. 40 (Mar. 16), Kooijmans, J., sep. op., para.4

<sup>5</sup> 該当判決文の原文は次の通り。“The inequality and denial of rights inherent in colonial practice in relation to ... colonies is currently recognized as an elementary truth; there is a resultant duty to memorialize these injustices

問題提起が持つ当為性を示している。そして脱植民主義の構図で言及されたものではあるが、「西部サハラ勧告意見」でディラード(Dillard)裁判官が、「人民が領土の運命を決定するものであり、領土が人民の運命を決定するのではない」と説破したのも同様である。

最近の「マレーシアとシンガポール間のペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテ、ミドル・ロック、そしてサウス・レッジについての主権紛争事件」では、判決自体より個別宣言によって強調された歴史批判的アプローチ(Historical Criticism Approach)の言及<sup>8</sup>の方が印象的であり、植民清算という命題の国際法的認識に対して非常に大きな示唆を与えると考えられる。

他者観念に立脚したヨーロッパ中心の実証主義の現代国際法の認識に対抗して、このような歴史批判的な認識がどの程度機能するかという課題は、戦勝国の敗戦国領土処理での政務的な便宜性の考慮と濫用の結果もたらされた、現在の領土紛争事例の解決法の講究に直結する重要な問題である。

こうした戦勝国の敗戦国領土処理における政務的な便宜性の考慮および濫用は、第二次世界大戦以後の米国をはじめとする連合国が敗戦国日本の領土を処理する過程で克明に再演され、その実体的な余波が現在にまで及んでいることを理解させられる。特に、敗戦国日本の戦後領土処理過程で明らかにした日本の固有領土と日本が帝国主義的な領土膨張過程で侵奪した領土との明確な区分と処理という課題が主要戦勝国間の利害関係と政務的な便宜性によって損なわれていたという事実は、法的根拠自体が論議の対象となっている戦勝国の敗戦国領土処理に対する権限問題をさらに疑問視させている。

次では、連合国最高司令部(Supreme Commander of the Allied Powers、以下「SCAP」)<sup>9</sup>の日本統治

---

and at the same time to acknowledge an historical fact.” *Case concerning the Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria* (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guinea intervening), 2002 I.C.J. 303 (Oct. 10), Ranjeva, J., sep. op., para.3

<sup>6</sup> ナイジェリアのジョズ大学法学部ダカス・シージェイ・ダカス教授(Dakas CJ Dakas, Department of International Law & Jurisprudence, Faculty of Law, University of Jos, Nigeria)は、「植民主義に対する審問: バカシ、植民主義責任、そして切実なヨーロッパ中心主義的な国際法の悪用打破(Interrogating Colonialism: Bakassi, Colonial Responsibility and the Imperative of Exorcising the Ghost of Eurocentric International Law)」という論文で、2002年カメルーンとナイジェリア間の事件(*id.*)について強く批判し、同判決を通じてかえってICJが植民主義者が植民地経営の犠牲者たちを穏健な態度で認識して処理していた記憶を喚起させたと主張した。アルーハサウネ(Al-Khasawneh)判事が同事件でよく指摘したように、ICJのアプローチは「明白に他者観念に基づいたヨーロッパ中心主義的な国際法概念に根拠」と批判した。同論文は「独島: 歴史的認識と国際法的正義(*Dokdo: Historical Appraisal and International Justice*)」仁荷大学校-東北亜歴史財団共同主催世界碩学招請国際学術大会(2008.11.17-19)で発表された。

<sup>7</sup> 該当判決文の原文は次の通り。“It is for the people to determine the destiny of [a] territory and not [a] territory the destiny of the people.” 西部サハラに対する勧告意見(*Advisory Opinion on the Status of Western Sahara*, 1975 I.C.J. 12 (Oct. 16)), Dillard, J., sep. op., p.122

<sup>8</sup> マレーシアとシンガポール間のペドラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテ、ミドル・ロック、そしてサウス・レッジについての主権紛争事件(*Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore)*) (<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14492.pdf?PHPSESSID=0abb63720e4bc89f1bf9939f6890071c>); Declaration of Judge Ranjeva (<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14493.pdf>); Summary of the Judgment of 23 May 2008 (<http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14506.pdf>) など参照。(訪問日: 2009-08-20) ランジェヴァ裁判官は事実関係の解釈において彼らの現在の政治的、法的含意への歴史批判的アプローチを考慮しない状態で判決が出たと批判した。原文は次の通り。“Judgment came to this conclusion through a failure to take account of the historical criticism approach in interpreting the facts in their contemporary political and legal context.”) Summary of the Judgment of 23 May 2008, *id.*, Annex to Summary 2008/1, p.1

<sup>9</sup> SCAPの機能、構造、そして評価については一般的に Eiji Takemae, *Inside GHQ: The Allied Occupation of Japan and its Legacy* (2002)参照。

とサンフランシスコ平和条約(San Francisco Peace Treaty with Japan of 1951)<sup>10</sup>の締結過程で明らかになった東アジア領土処理問題の相互連関性を中心に、米国をはじめとする主要戦勝国の敗戦国日本の領土処理過程の問題点を指摘し、日韓外交関係の形成におけるその現代的意味を眺望する。

## Ⅱ. 連合軍最高司令部、サンフランシスコ平和条約、そして領土処理過程への問題提起

第二次世界大戦以後戦勝国と敗戦国である日本との間に1951年9月8日締結されたサンフランシスコ平和条約は、敗戦日本の国家性を決定する基本的な法的装置を提供している。また、同条約は、敗戦国日本と日本の植民地から独立した国家との関係設定においても、基本的な理解の構図を提供している。同条約締結の交渉過程で明らかになった戦勝国の敗戦国処理に関する一般的な懸案、すなわち、領土、人権、請求権、関連国家との国交正常化問題などは、同条約を通じて戦後日本の国家性が形成、展開されていく過程と、戦後日韓関係の確定にかなりの影響を与えることとなる。

さまざまな懸案のうち、SCAPとサンフランシスコ平和条約を中心に敗戦国日本の領土処理過程を検討すると、第二次世界大戦以後米国をはじめとする連合軍が敗戦国日本に対して取った措置の法的正当性ととも、その現代的含意を理解できる。

### 1. 連合軍最高司令部、敗戦国日本の戦争責任、そして東アジアに残された遺産

日本人の大部分の場合は、彼らが[アジア]に残してきたかもしれない憎悪の遺産についてなんら概念がないと言える。万一私が他の英国官僚と同様にそのようなことについて述べるならば、おそらく我々がうそをついていると考えるだろう<sup>11</sup>。

1943年米国国務省傘下に東アジア担当部署間地域委員会(The Inter-Divisional Area Committee on the Far East)が結成され、戦後敗戦日本の諸般事項を議論する過程で示された米国の宥和的な対日政策は、敗戦日本の領土処理過程でも例外なく克明に表出された。こうした米国の対日宥和政策は、連合国内でも頻りに批判の対象となった。

日本帝国主義の弊害で苦しんできた日本の植民地から独立した国家が、日本に対しどんな感情を秘めているかについての成熟した苦悩が欠けていた米国の政策は、歴史的認識の欠如と国際法的正義の不在を物語っている。日本が帝国主義、侵略国家として、また敗戦国として当然耐え忍ぶべき法的、

<sup>10</sup> 3 U.S.T. 3169; 136 U.N.T.S. 45

<sup>11</sup> Harry N. Scheiber, "Taking Responsibility: Moral and Historical Perspectives on the Japanese War-Reparations Issues", 20 *Berkeley J. Int'l L.* 233 (2002), p.247. 日本駐在英國連絡事務所(U.K. Liaison Mission in Japan)に勤務していたGeorge Cluttonの1951年10月ロンドンへの報告電文に収録された内容(Clutton, Despatch No., 332, Oct. 2, 1951, FJ102.77/6, K.U.K. Public Records Office, Kew)で、原文は次の通り。("I can only say that the majority of Japanese have no idea of the legacy of hatred they may have left behind them in South East Asia and that if I, or any other British official, were to tell them of it, we should probably be thought to be lying ...")

精神的、道徳的負債への配慮は、植民地の弊害の苦痛から脱した多くの該当地域の国家に、歴史的認識と国際法的正義の剥奪感と喪失感を量産させることとなった。

ヨーロッパで戦後示された罪悪と蛮行の認定とその過誤についての責任が、東アジア地域で再演されなかったということは、戦後処理過程において米国をはじめとする戦勝国である連合国の役割に起因するところが大きい。つまり、米国は日本が自らの戦争犯罪とその責任問題を回避するのに一定の役割を果たすことで、日本の歴史的記憶喪失の一助となったのである<sup>12</sup>。請求権および賠償問題に関して、サンフランシスコ平和条約が敗戦国日本に対し極度に寛大で (*extraordinarily generous*)、非懲罰的な (*non-punitive*) 性格を持った背景にも、米国の役割が存在する<sup>13</sup>。

結果的に、サンフランシスコ平和条約の締結前に形成された連合国と日本との関係史 (*the history of Allied-Japanese relations*) が明確になってはじめて、戦後敗戦日本と植民地独立国家との関係設定および相互間に存在している懸案の処理についての解決法を提供できる。

1945年8月15日の日本の無条件降伏宣言に続き、1945年9月2日に日本が降伏文書に署名することで、連合国は日本の領土を占領することになった。連合国は日本占領を実施するため極東委員会 (*Far Eastern Commission*)、連合国最高司令部 (*SCAP*)、対日連合国理事会 (*Allied Council for Japan*) などの機関を設立した。主要戦勝国で構成された極東委員会で決定された事項を米国政府が具体化<sup>14</sup>して、*SCAP*に訓令を発令し、こうした訓令を基に*SCAP*は日本政府に個別の指令を発令することで、占領政策の履行を監視・監督した。実際に*SCAP*は日本の武装解除および戦後処理など占領の主要目的を達成するために、「連合国最高司令官指令 (*SCAPIN*)」と呼ばれる多数の指令を日本政府に直接発令した。こうした*SCAPIN*は、第二次世界大戦の戦後処理過程において韓国と日本の植民関係清算に重大な影響を与える内容を含んでいた。特に*SCAP*は今日まで主要懸案として両国関係に影響を与えている在日韓国人の処遇問題や、独島関連の懸案といった問題も扱った。*SCAP*が占領初期に日本の行政区域の限界を設定した*SCAPIN*第677号の内容と性格は、両国の領有権論争において必ず登場する重要な争点である<sup>15</sup>。

日本を占領する期間、日本政府に対して発令されていたこれらの*SCAPIN*は、*SCAP*単独で決定したのではなく、極東委員会の構成国間の合意と、米国政府内の国務省、国防省、および海軍省間の緊密な協力により行われていたという事実は、非常に大きな意味がある<sup>16</sup>。つまり、戦後日本の全ての分野で事実上の政府として機能していた*SCAP*の役割から、1945年から1952年までの占領期間 (*occupation period*) の遺産を発見できるということは、結果として一つの解答を提供する。占領期間中の米国の政策

<sup>12</sup> Scheiber, *id.*, p.238. 原文は次の通り。 (“The United States government thus has “played a role in Japan's historical amnesia” by failing to confront the question of war guilt and responsibility for war crimes.”)

<sup>13</sup> *Id.*, pp.237-238

<sup>14</sup> Michael Schaller, *The American Occupation of Japan* (1985), pp.60-61

<sup>15</sup> 1946年1月29日付連合国最高司令部指針 (*SCAPIN*) No.677, すなわち「日本から特定外郭地域の政府および行政上の分離 (*Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan*)」は次のように規定している。 “The Imperial Japanese Government is directed to cease exercising, or attempting to exercise, governmental or administrative authority over any area outside of Japan, or over any government officials and employees or any other persons within such areas.” (Art.1); “For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan ... and the approximately 1,000 smaller adjacent islands ... and excluding ... Liancourt Rocks ...” (Art.3)

<sup>16</sup> Takemae, *supra*, note 9, pp.201-212

運用は、日本、日本人、そして日本の戦後指導階層を、国際世論の道徳的・政治的圧力から隔離するのに成功した。

こうした文脈から見ると、日本の戦争責任についての無知は、マッカーサー将軍 (General MacArthur) が主導していた米国占領当局の政策に起因するところが多い。1945年以後日本政府と国民の歴史的記憶喪失に関する米国の共謀は、平和条約への免除条項の挿入に米国が一定の役割を遂行し、米国と他の外国市民の日本に対する個人請求権の可能な先例に関する情報の隠蔽に制限されなかった。さらに、占領期間中の日米関係の全体構図を形成した<sup>17</sup>。

占領当局の成果が何であれ、他の国家は戦後日本や日本の道徳的責任の負担についてマッカーサー将軍が考えたのと同じようには考えなかったという事実を、米国が日本政府に伝達するのにひどく失敗したと評価されている<sup>18</sup>。

つまり、連合国の経済が戦争の衝撃からようやく回復し始めるとき、日本人は米国によって自らがどれだけ友好的に待遇され、彼らの経済回復にどれだけ高い優先順位が与えられたのかに対して、持続的な苦痛と怒りがあったことを全く理解できなかった。英国の外交官ガスコイン (Sir Alvary Gascoigne) は、日本が第二次世界大戦の期間中占領地域で思うままにふるまった野蛮な行為について、該当地域の国民が持っている憎悪を克服するためには、ある程度の時間の経過が必要なことを、日本の吉田茂首相もまったく理解せず、理解しようとしていなかったと報告した<sup>19</sup>。このような連合国の認識と意見に対する誤解と無知によって、日本は過去についての一定の規定と戦争犯罪への責任賦課に対して抵抗した。他の国家と国民が感じている道徳的怒りに対する日本の鈍感さは、マッカーサーの指令と非懲罰的な (non-punitive) 性格の条約についてのダレス (John Foster Dulles) の立場堅持によって保護された。このような現象は、日本が過去の戦争行為からの規定の拒絶を正当化する考え方を培養した。その上、冷戦時代に直面し、広義の平和条約外交総合対策の一環として、共産陣営に対する米国との同盟条約の締結に日本の同意が不可欠だった米国の必要によってさらに補強された<sup>20</sup>。

## 2. サンフランシスコ平和条約締結以前、敗戦国日本の領土処理過程、そして国際法的評価

第二次世界大戦以後の日韓関係の形成と変化において、戦勝国である連合国と敗戦国である日本との間の関係形成についての国際法的、政治外交的な評価は非常に重要である。連合国最高司令部とサンフランシスコ平和条約を中心に、敗戦国日本の領土処理過程を概括すると、以下のようになる。

米国、英国および中国の国家首脳が会談して、第二次世界大戦以後の処理方針を定めた1943年12月1日付のカイロ宣言 (Cairo Declaration) は、「日本国は暴力及び貪欲により日本国が略取した他の一切の地域から駆逐されなければならない」と明記し、「朝鮮の人民 (people of Korea) の奴隷状態に留意

<sup>17</sup> Scheiber, *supra*, note 9, p.240

<sup>18</sup> *Id.*, p.247

<sup>19</sup> *Id.* (Conversation between His Majesty's Ambassador and the Japanese Prime Minister: Sir. A. Gascoigne to Mr. Bevin (Received 29 January 1951), printed copy in FJ 10198/4 (19521), United Kingdom Public Records Office, Kew, U.K.)

<sup>20</sup> *Id.*, pp.247-248

し、適当な時期に朝鮮を自由且独立のものにする決意を有する<sup>21</sup>と明示した。

1945年7月26日付ポツダム宣言(Potsdam Declaration)第8項は、「カイロ宣言の条項は履行され、日本の主権は本州、北海道、九州、四国ならびに我々が決定する付属的諸小島(minor islands)に極限される<sup>22</sup>と規定している。

以後1945年9月2日、日本の降伏文書(Instrument of Surrender)によれば、「我々[日本]は1945年7月26日ポツダムにおいて、米国、中国、英国の政府首班によって発表され、その後ソ連によって支持された宣言に提示された条項を受諾する。我々は、以後日本政府とその承継者がポツダム宣言の規定を誠実に遂行することを確約する<sup>23</sup>としている。

一般的に国際法上宣言(declaration)とは、一方的な意思表示に過ぎず、国際条約と言えないので、一見して(prima facie)カイロ宣言やポツダム宣言も国際法上法的拘束力がないという主張が可能である。しかし、日本は1945年9月2日付降伏文書によって、ポツダム宣言の諸規定の受諾はもちろん、信義誠実な履行を誓約することで、ポツダム宣言は一般国際法上単なる宣言的効力を持つ一方的行為(unilateral act)にとどまらず、連合側と日本国間に合意された国際文書、つまり法的拘束力が存在する文書に転換したと評価するのが妥当である。1945年9月2日付降伏文書の法的性格は、カイロ宣言とポツダム宣言によって、連合側との戦後処理に関する提案(offer)を敗戦国である日本が受諾(acceptance)する意思表示を構成するもので、降伏文書自体が明確に「条項を受諾する(accept the provisions)」という文言を使用している。

2006年国際法委員会(ILC)が作成した「法的義務を創出する国家の一方的宣言に適用される基本原則(Guiding Principles applicable to unilateral declarations of States capable of creating legal obligations)」では、一方的宣言の場合でも、法的拘束力が発生し、法的権利や義務が創設されると明示している<sup>24</sup>。特に、国際法委員会の基本原則の第3条は、一方的宣言の法的効力を決定するためには、当該宣言の内容および宣言が作られた事実的背景とその宣言への反応(reaction)などを考慮すべきであると規定している<sup>25</sup>。

従って、カイロ宣言とポツダム宣言は一国が行った一方的宣言ではないという点で、国際法委員会の基本原則の適用対象になるのかという論議が生じる可能性があるが、連合国の共同宣言であるといつて、

<sup>21</sup> 原文は次の通り。“...Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.” US Department of State [以下、‘USDOS’], *Foreign Relations of the United States: The Conferences of Cairo and Teheran* (1961), pp.448-9; USDOS, *A Decade of American Foreign Policy: 1941-1949, Basic Documents* (1950), p.20

<sup>22</sup> 原文は次の通り。“[t]he terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku, and such minor islands as we determine.” USDOS, *Dept. of State Publication*, 2671 (Far Eastern Series, 17), p.53; USDOS, *A Decade of American Foreign Policy*, *id.*, pp.28-40

<sup>23</sup> USDOS, *Dept. of State Bulletin*, Aug. 19, 1945, pp.257-259 (“[Japan] ... accept[s] the provisions set forth in the [Potsdam Proclamation] ...”)

<sup>24</sup> UN Doc A/CN.4/L.706 of 20 July 2006. 1957年エジプトのスエズ運河の法的地位についての宣言、1974年フランスの核実験中止宣言、1988年ヨルダンの西岸に対する権利放棄宣言などは、法的義務を創設する一方的宣言の具体的な例となる。

<sup>25</sup> “3. To determine the legal effects of such declarations, it is necessary to take account of their content, of all the factual circumstances in which they were made, and of the reactions to which they gave rise” *Id.*

その法的性格を一国の一方的宣言とは別に扱う理由がない。

まず内容に関して、ポツダム宣言第8項は戦後日本の領土の処理という処分的性格を持つ条項で、この条項で使用された「shall」という表現は、日本の降伏文書を通じた受諾によって、単に未来についての政治的宣言の性格を持っていると解釈するよりは、国際条約上の用法と同様に法的権利ないし義務を創設するものと解釈すべきである。つまり、日本の降伏文書による受諾がなかったとしても、ポツダム宣言の扱う内容とは異なり、具体的で、処分的な性格と内容によって最小限連合国を拘束する効力を持っている。また、形式においても公開性の要求を満たしている。

さらに日本は、1945年9月2日の降伏文書調印で、当該宣言の信義誠実な履行を約束したので、明白に関連文言が連合国を当然拘束すると解釈すべきである。一方、国際法委員会の基本原則の第9項は、一方的宣言が果たして他国に対し義務を発生させられるかという問題を扱っているが、法的義務を発生させるための要件として、そのような他国の宣言に対する明白な受諾を要件としているところ<sup>26</sup>、日本は1945年9月2日の降伏文書調印で、明示的にポツダム宣言の信義誠実な履行を宣言したので、カイロ宣言とポツダム宣言は日本についても法的拘束力があるのはもちろん、信義誠実に履行すべき法的義務を創設している。二つの宣言の当事国である中国の場合、カイロ宣言とポツダム宣言を法的拘束力がある文書と解釈しているのが中国政府の公式的な立場である<sup>27</sup>。

また、カイロ宣言とポツダム宣言第8項は、戦後日本の領土の処理に関するものであり、日本の敗戦を前提とする事実的背景を持つ。一般的に戦勝国は敗戦国の領土を取り扱う処分的権能を保有するので、当該宣言の関連文言は連合国のこのような処分的権能の行使であるため、処分の結果は敗戦国である日本も拘束する。

法的拘束力のあるポツダム宣言第8項は、日本の主権範囲を本州、北海道、九州、四国と連合国側が決定する付属的島嶼に明らかに限定しており、カイロ宣言の文言の履行を要求している。カイロ宣言は朝鮮の独立を保障しており、日本は第一に、1914年第一次世界大戦勃発以後に掌握、または占領した太平洋内の全ての島、第二に、日清戦争以後日本が中国から侵奪した満洲、台湾、澎湖島などの地域、第三に、日本が暴力と貪欲によって略取した全ての他の地域から駆逐されねばならないと規定している。

日本が駆逐されるべき地域のうち、第三の「暴力と貪欲によって略取した地域」の場合は、日本の帝国主義的侵奪過程で略奪されたものと主張される韓国の領土処理問題と関連がある。すなわち、戦勝国である連合国が敗戦日本の領土を処分する過程で、問題の領土が日本が暴力と貪欲によって略取した朝鮮に帰属する領土なのか、そうではなく本州、北海道、九州、四国と連合国側が決定する付属的島嶼に該当し、日本に残存すべき領土なのかについての判断は、戦後連合国の日本領土の処理過程に対する適切性と適法性を評価する指標となる。

<sup>26</sup> “9. No obligation may result for other States from the unilateral declaration of a State. However, the other State or States concerned may incur obligations in relation to such a unilateral declaration to the extent that they clearly accepted such a declaration” *Id.*

<sup>27</sup> Wang Tieya, “International Law in China: Historical and Contemporary Perspectives”, *Recueil des Cours* (collected courses of the Hague Academy)(1990), pp.203-357



### 3. サンフランシスコ平和条約締結、敗戦国日本の領土処理過程、そして国際法的評価

サンフランシスコ平和条約の締結のための敗戦国日本の領土処理過程で示された米国の態度は、日本の固有領土と日本が帝国主義的な領土膨張過程で侵奪した領土との明確な区分と処理という課題が主要戦勝国間の利害関係と政務的な便宜性によって毀損されたことを示している。このような毀損は、法的根拠自体が論議となる戦勝国の敗戦国領土処理に対する権限問題をさらに疑問視させている。

サンフランシスコ平和条約での独島の法的地位に関して、条約の実質的な文案作成者である米国国務省内の敗戦国日本の領土処理過程について明らかになった以下の内部文書<sup>28</sup>は、戦後日本の領土処理の適法性評価に対し大きな示唆を与える。

すなわち、「未だ具体化されてはいないが、日本人に対する適切な心理的接近を強調したハーバード大学ライシャワー教授の提案についての参照があること」<sup>29</sup>；「従って、11月2日付草案の多くの用語は、我々にいかなるかなりの利益を提供することなく、完全な敗北を経験した日本にあまりにも過酷なものではないのかに対する質問があり得る。……W. J. シーボルド」<sup>30</sup>；「しかし、同条項に導入された記述方法は、深刻な心理的な不利益を持っていると信じられる。たとえ付属書に多くの領土が明示されることが必要になるとしても、万一可能であれば、日本を線で取り囲む方法を回避できる、もう一つの記述方法を導入することが勧告される。……いかなる場合においても、……地図の削除は勧告される。……第4条から12条まで：11月2日付草案の第4条から12条まで条約から削除することと、条約に付属する文書に、日本を除く締約国間に以前の日本の管轄権下にあった領土の処分について同意することを我々は提案する」<sup>31</sup>；「第2章で採択された構成方法は、第3条で新たに縮小された日本を構成する領土を、以後の条項では日本が割譲もしくは放棄する全てのその他以前日本の領土や領土的請求権を規定することとした。初期の草案では、条約締結以後、日本は第3条に記述された連続線によって囲まれることとなり、同条約に添付される地図に表示された。同線は日本に対する表象的な垣根作りは心理的に望ましくないと信じる東京駐在政治顧問官代行の提案により削除された」<sup>32</sup>；「日本に付属する、または日本が以前占領した特定島嶼についてのノート……1.竹島(リアンクールロック)。……1905年日本政府は公式に同島嶼を日本の領土と請求し、これに対する韓国からの抗議がなかったのは明らかであり、同島嶼を島根県隠岐島の管轄権下に位置するものとした。日本の降伏以後に、連合国最高司令部は同島嶼を日本の管轄権から除外し、現在米軍が同島嶼を統制し、爆撃演習場として使用している。……1.この報告書は国務省と議会図書館で利用可能な日本語で書かれた参考資料にほぼ基づいた。国務省と日本外務

<sup>28</sup> 本稿で言及される米国国務省文書は、米国国立文書保管所に所蔵中の資料で、その主要写本は李碩祐(編)『対日講和条約資料集』東北亜歴史財団(2006)に収録された。本稿では引用文書の文書番号の代わりに収録資料集の該当頁数で引用する。

<sup>29</sup> 李碩祐(編)『対日講和条約資料集』東北亜歴史財団(2006) p.226

<sup>30</sup> *Id.*, p.248

<sup>31</sup> *Id.*, p.251

<sup>32</sup> *Id.*, pp.284-285

省で準備した特定島嶼についての研究も参照した。」<sup>33</sup>；「1950年8月9日……状況が短縮型条約を基本に日本との和平を成すため迅速に行動することが望ましくもあると思うという論理から、エリスンと私はこれまでに回覧された長い形式に対する可能な代案として添付されたものを作成した。……」<sup>34</sup>(著者下線強調)などが特記に値する。

国内外ですでに関連研究が紹介されたように<sup>35</sup>、独島の領土処理問題は一つの重要な議題として扱われた。しかし、朝鮮戦争の勃発と冷戦時代東アジアにおける日本の役割の高まりなどの当時の政治的な与件により、米国は戦勝国間の迅速な交渉および日本との条約締結を政策の最優先課題と認識し、その結果、議論の余地が大きな事案は条約文自体で明示しない方向で文案を作成することになった。独島に関する事項もこのような当時の米国の政策的な考慮対象から自由ではなく、最終条約文では現在われわれが見るのと同様に「独島」およびそれに対応するいかなる用語も言及されなくなる。

日韓間で論争となっている独島のみならず、日本が現在周辺国家と紛争状態にあるクリル諸島(北方領土)<sup>36</sup>と尖閣諸島(釣魚島)<sup>37</sup>の場合も該当領土の領有権帰属の決定という問題において、該当領土についての利害関係国家の歴史的権利への考慮よりは、戦勝国の政務的な便宜性がより考慮されたことがわかる。つまり、日本が現在ロシアとクリル諸島、中国および台湾とは尖閣諸島をめぐる領土紛争の当事国だという事実は、敗戦国日本の戦後領土処理過程で日本の固有領土と日本が帝国主義的な領土膨張過程で侵奪した領土との明確な区分と処理という課題がまったく解決されず度外視されたという事実を示す。

サンフランシスコ平和条約を承認する過程で、敗戦日本の処分領土のうちクリル諸島と尖閣諸島について、米国は戦勝国の立場から、日本がクリル諸島に対するソ連の主権を認定するならば、サンフランシスコ平和条約第26条<sup>38</sup>によって付与された権利を援用して、同条約第3条で規定した尖閣諸島が地

<sup>33</sup> *Id.*, p.327

<sup>34</sup> *Id.*, p.346

<sup>35</sup> Seokwoo Lee, “The Resolution of the Territorial Dispute between Korea and Japan over the Liancourt Rocks”, 3 *Boundary and Territory Briefing* 8 (2002); Seokwoo Lee, “The San Francisco Peace Treaty with Japan of 1951 and the Territorial Disputes in East Asia”, 11 *Pacific Rim L. & Pol’y J.* 63-146 (2002) 李碩祐「東アジアの領土紛争と国際法」(2007)など参照。

<sup>36</sup> 同紛争については一般的にSeokwoo Lee, “Towards a Framework for the Resolution of the Territorial Dispute over the Kurile Islands”, 3 *Boundary and Territory Briefing* 6 (2001) など参照。

<sup>37</sup> 同紛争については一般的にSeokwoo Lee, “Territorial Disputes among Japan, China, and Taiwan concerning the Senkaku Islands”, 3 *Boundary and Territory Briefing* 7 (2002) など参照。尖閣諸島の領土処分に関するサンフランシスコ平和条約での関連規定は第2条(b)、「台湾と澎湖島に対する全ての権利、権原および請求権を放棄する(“Japan renounces all right, title and claim to Formosa and the Pescadores.”)と第3条、「日本は北緯29度以南の南西諸島(琉球)諸島…を含む) …に対し、米国が唯一の行政権限を持つ、国連の信託統治制度下に位置させる米国のいかなる提案にも同意する。…米国は上記島嶼の領海を含む、領土および住民に対する行政、立法そして司法上の全権を行使する権利を持つ(“Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the sole administering authority, Nansei Shoto south of 29 deg. north latitude (including the Ryukyu Islands ...) … [T]he United States will have the right to exercise all and any powers of administration, legislation and jurisdiction over the territory and inhabitants of these islands, including their territorial waters.”)」である。サンフランシスコ平和条約, *supra*, note 10

<sup>38</sup> 26条の原文は次の通り。“Japan will be prepared to conclude with any State which signed or adhered to the United Nations Declaration of 1 January 1942, and which is at war with Japan, or with any State which previously formed a part of the territory of a State named in Article 23, which is not a signatory of the present Treaty, a bilateral Treaty of Peace on the same or substantially the same terms as are provided for in the present Treaty, but

理的に帰属する琉球諸島を含む北緯29度以南の南西諸島への主権を主張する、と日本に圧力をかけた<sup>39</sup>。

クリル諸島へのソ連の主権を日本が認定することへの米国の警戒は、当時さまざまなチャンネルを通じて日本に伝えられた。東アジア地域での領土現状の維持を目指す米国のこうした立場は、クリル諸島への日本の主権に同調する米国の措置が、琉球諸島を含む該当地域での米国の国家利益とどのように作用、反作用するかに反映された。東アジアにおいて日本の北側の国境地帯に境を接しているソ連の敵対的な存在は、日本とソ連の関係において絶え間ない不安要因になるとの判断も反映された<sup>40</sup>。

結果的に東アジアでの米国外交政策執行の最上の条件は、特に、当時冷戦の時代的背景を勘案すると、日本がクリル諸島に対するソ連の主権を認定しようとする試みの抑制によって形成することができた。言い換えると、米国にとっては日本の領土からより多くの利益を享有する政治的条件の形成が最大の関心だった。

### Ⅲ. 連合国最高司令部、サンフランシスコ平和条約、そして日韓外交関係の構築

1975年「日本の価値観に変化があったのか」というあるジャーナリストの質問に、天皇はやや平易な言葉で答えた。「戦争が終わり、国民は多様な意見を表明してきました。しかし広い観点から見ると、戦前と戦後が変わったものがあるとは考えません」。そして天皇は1989年、生涯を終える時まで天皇として君臨した。こうした事実自体が戦前と戦後が変わったものがないという天皇の言葉を証明しているのだ<sup>41</sup>。

国際法上、SCAPは戦時占領当局として、占領時から平和条約の締結前まで、占領地の公共秩序を維持し、平和を回復する暫定的で制限的な役割のみを遂行する法的実体だった。占領期間中ソ連共産主義勢力の拡大と日本占領政策の施行による米国の経済的負担などにより、米国およびSCAPの占領政策が変化することとなり、これに対し日本は積極的に対処し、「事実上の平和状態」で平和条約締

---

this obligation on the part of Japan will expire three years after the first coming into force of the present Treaty. Should Japan make a peace settlement or war claims settlement with any State granting that State greater advantages than those provided by the present Treaty, those same advantages shall be extended to the parties to the present Treaty.” サンフランシスコ平和条約、*id.*

<sup>39</sup> 当時米国上院はこのことに関して次の宣言を行った。“As part of such advice and consent the Senate states that nothing the treaty contains is deemed to diminish or prejudice, in favor of the Soviet Union, the right, title, and interest of Japan, or the Allied Powers as defined in said treaty, in and to South Sakhalin and its adjacent islands, the Kurile Islands, the Habomai Islands, the island of Shikotan, or any other territory, rights, or interests, possessed by Japan on December 7, 1941, or to confer any right, title, or benefit therein or thereto on the Soviet Union and also that nothing in the said treaty, or the advice and consent of the Senate to the ratification thereof, implies recognition on the part of the United States of the provisions in favor of the Soviet Union contained in the so-called ‘Yalta agreement’ regarding Japan of February 11, 1945.” USDOS, “Office Memorandum: Kurile Islands”, 1956/8/3, [USNARA/661.941/8-356]

<sup>40</sup> USDOS, “Memorandum from William J. Sebald (Deputy Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs) to Robert D. Murphy (Deputy Under Secretary of State for Political Affairs): Japan-USSR Relations”, 1955/4/20, [USNARA/Doc. No.: 661.94/4-2055]

<sup>41</sup> John W. Dower, *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II* (1999)

結前に主権の制限をできる限り緩和しようと努力した。米国の占領政策変化と日本の積極的努力は、実際平和条約にも反映され、他の国家の平和条約と比較して日本に穏健な平和条約締結という結実を見た。

戦勝国の敗戦国領土処理における政務的な便宜性の考慮および濫用は、領土紛争の解決に関する最近の判例を通じて示される国際司法裁判所(ICJ)をはじめとする国際司法機関の、領土紛争といわゆる「植民地問題(Colonial Question)」に対する脱歴史認識的、機能主義的、そして便宜主義的な法理の適用とともに、その弊害を量産している。つまり、結果的にその法理適用の弊害に直接的に影響される植民地経験から脱した新生独立国家の場合、司法的帝国主義の侵奪という循環的状况に直面することとなる。

特に、敗戦国日本の戦後領土処理過程で明らかになった、日本の固有領土と日本が帝国主義的な領土膨張過程で侵奪した領土との明確な区分と処理という課題が、主要戦勝国間の利害関係と政務的な便宜性によって毀損されたという事実は、法的根拠自体が議論となる戦勝国の敗戦国領土処理の権限問題をさらに疑問視させることになっている。

過去の罪悪の否認が不信をはらみ、国際的和解を困難にするという事実を、日韓の関係とフランスとドイツとの関係を比較して説明し、従って過去の罪悪についての国家レベルの認定が信頼と和解の構築に本質的であると主張する研究は、すでにかかなりの数存在している<sup>42</sup>。また、このことに関して、未来志向的な立場を堅持しつつ過去の罪悪を認めることがよりよいアプローチの方向だという提言も可能である<sup>43</sup>。

ヨーロッパで戦後示された罪悪と蛮行の認定とその過誤の責任が、東アジア地域では再演されなかったというのは、戦後処理の過程で米国をはじめとする戦勝国である連合国の役割に起因するところが大きい。すなわち、米国は日本が自らの戦争犯罪とその責任問題の回避に一定の役割を果たすことで、日本の歴史的記憶喪失の一助となったのである<sup>44</sup>。請求権および賠償問題に関して、サンフランシスコ平和条約が敗戦国日本について、極度に寛大で(extraordinarily generous)非懲罰的な(non-punitive)性格を持つことになった背景にも米国の役割は存在する。

1905年のいわゆる桂-タフト協定<sup>45</sup>締結の過程で、米国の戦争長官(US Secretary of War)タフト(William Howard Taft)は、日本の桂太郎首相と米国のフィリピン支配への日本の同意の対価として日本の韓国支配に同意することで、米国大統領は上院の同意なくこうした約束義務を公式的に履行できないが、米国国民はこうした日米間の取引を米国の条約上の義務履行のレベルで受け止めるものと確信すると言及した。2日後、米国のセオドア・ルーズヴェルト(Theodore Roosevelt)大統領は、タフトの理

<sup>42</sup> 最近の研究で代表的なものとしては、Jennifer Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics* (2008)を挙げられる。

<sup>43</sup> Jennifer Lind, "The Perils of Apology: What Japan Shouldn't Learn From Germany", 88 *Foreign Affairs* 3 (2009), p.146

<sup>44</sup> ドイツが徹底して戦争への責任を負わなければならなかった一方で、日本が戦争の責任から自由であった所以を、当時日本を支配していたマッカーサー軍政の対日政策に求めたある研究は、米国が天皇を利用するため彼の戦争責任を否定することによりそれ以下の日本人の罪意識が鈍くなったと分析している。Dower, *supra*, note 41参照。

<sup>45</sup> Katsura-Taft Agreement of 1905についての事項は一般的にCouncil on Foreign Relations, 3 *Encyclopedia of U.S. Foreign Relations* (1997), p.24参照。

解が全ての点で非常に正確だったと言及した電文を送り、「日本の同意なく韓国は他の外国と条約を締結できないとする日本軍隊の韓国に対する宗主権 (suzerainty) の設定は、現在の[日露戦争]の合理的な結果であり、東アジアにおける恒久的な平和に直接的に貢献するものである」<sup>46</sup>と強調した。

米国の戦争長官タフトは、1906年東京の日本商工会議所(Japanese Chamber of Commerce)での演説で、「我々は今、法と秩序の政府を維持できない民族の問題に、より強い国家が介入し、該当民族がよりよい政府となり、世界の発展のための国家的義務と役割を遂行できるよう、支援すべき時代に生きている<sup>47</sup>。」と言いつつ切ったことがある。

米国が帝国主義時代に自らの領土を拡張する過程で明らかになった国家利益の実現に関する国家実行<sup>48</sup>が、第二次世界大戦以後戦勝国の立場で連合国最高司令部、サンフランシスコ平和条約の構図を経ながら適用した政務的な便宜性の考慮および濫用は、現代東アジア、特に、日韓外交関係において不安定をはらませる結果を残した。

帝国主義国家が領土を拡張する過程で思いのままに行った行為について、事後自らの行為を防御する過程で主に援用される時際法(intertemporal law)の原則<sup>49</sup>が東アジアの現実では制限的に適用さ

<sup>46</sup> 原文は次の通り。“The establishment of a suzerainty over Korea by Japanese troops to the extent of requiring that Korea enter into no foreign treaties without the consent of Japan was the logical result of the present war and would directly contribute to permanent peace in the East.” Harold Hak-Won Sunoo, *Korea: A Political History in Modern Times* (1970), pp.196-197

<sup>47</sup> 原文は次の通り。“We are living in an age where the intervention of a stronger nation in the affairs of a people unable to maintain a government of law and order to assist the latter to better government becomes a national duty and works for the progress of the world.” 原文資料はJon Van Dyke教授によって提供された。

<sup>48</sup> これに関して、米国のハワイ併合過程で再現された米国と日本との調整は、領土拡張で国家利益の最大実現を図った当時の帝国主義国家の慣行に対する一つの断面を示している。日本は1897年ハワイでの現状維持の持続は太平洋に利害を持っている国家の善隣的な関係に非常に必須の事案であると強調することで、米国がハワイを併合する過程で原則的に反対の立場を表明した。その延長線上で日本はハワイに居住したり働いている日本人の権利が脅かされる可能性があるという事実について、懸念を表した。John Bassett Moore, *1 A Digest of International Law* (1906), p.504; Sylvester K. Stevens, *American Expansion in Hawaii 1842-1898* (1945, reissued 1968), p.287. 米国はハワイに居住している日本人が差別なく公平に処遇されるという点を日本に約束したが、こうした約束は結局守られなかった。Moore, *id.*, pp.505-509. 1897年12月、日本は抗議を中断し、日本人契約労働者に関する紛争の解決に対し、米貨75,000ドルに合意した。Stevens, *id.*, p.288. 米国のハワイ併合についての当時のカナダ議会の反対は、該当事案についての日本のアプローチ、および理解とは多くの違いがあるものだった。当時N.F. Davin議員は「ある国家の一部分を強制的に併合することは、強大国の行為を統制する義務に関する近代的思想に反するものだ」と批判し、Alexander McNeill議員は「万一原住民らとその変化に反対するのが事実なら、米国によるいかなる介入も米国自身の原則に反するものだ」と述べた。Jennifer M.L. Chock, “One Hundred Years of Illegitimacy: International Legal Analysis of the Illegal Overthrow of the Hawaiian Monarchy, Hawai’i’s Annexation, and Possible Reparations”, *17 University of Hawaii Law Review* 463 (1995), p.492 (quoting from “Canadians Don’t Like It: They Think Annexation Would Mean Trouble for U.S.”, *N.Y. Times*. Feb. 16, 1893, at 1)

<sup>49</sup> 時際法の原則とは特定の時期の特定の紛争にどのような法原則を適用すべきかの問題に関するもので、紛争当事者間の特定の紛争事案について当事者らが提起した主張は紛争が発生した当時に存在していた国際法と法原則に従って評価されなければならないという原則を言う。パルマス島仲裁裁判での時際法の原則に対する概念定義については、パルマス島仲裁裁判(*Islands of Palmas Arbitration* (U.S. v. Neth.), 2 R.I.A.A. 829 (1928)), p.845 (“[as] regards the question which of different legal systems prevailing at successive periods is to be applied in a particular case (the so-called intertemporal law), a distinction must be made between the creation of rights and the existence of rights. The same principle which subjects the act creative of a right to the law in force at the time the right arises, demands that the existence of the right, in other words its continued manifestation, shall follow the conditions required by the evolution of law.”)参照。時際法に対する批判的な見解としては Joshua Castellino & Steve Allen, *Title to Territory in International Law: A Temporal Analysis* (2003), p.3 など参照(“a mere political handmaiden to the politics of power of the imperial states who set out on a worldwide conquest of territory” “to prevent blind acceptance of past manipulations of a legal system that was created by,

れるべき根拠がここにある。事実上過去の西欧帝国主義国家の政策は、現在の法的安定性という法理念および時際法という法技術によってそのまま認定されている状況であり、このようなあり方は最近のICJ判決でも如実に表れている。果たして法的安定性という法理念は現在の不正義な状況と具体的妥当性に絶対に優先するものなのかという疑問を投げかけることができる。時際法の法的効用性強化、機能／便宜主義的な*uti possidetis*原則<sup>50</sup>の普遍的適用可能性増加など、法的安定性という法の理念に忠実な現代の国際法が帝国主義時代の国際法を引き継いでいる現実において、連合最高司令部およびサンフランシスコ平和条約体制に基づいて形成された現代日韓外交関係の構築は、変わらない米国の領土的利益追求が東アジア地域に実現された歴史的背景とともに、その妥当性が再検討されねばならない。

---

dominated by and imposed by imperial states upon the rest of the world”)

<sup>50</sup> これに関して、*uti possidetis*原則の概念、形成過程、そして適用問題についても研究の必要がある。*uti possidetis*原則はスペイン統治地域だった南米地域の場合、スペイン植民地地域の国家が独立を達成したとき植民地時代の内部行政区画が新生独立国家間の国境線として確定されるという原則で、その後アジア、アフリカ地域、および最近の旧ユーゴ事態でも適用された。*uti possidetis*原則についてのさらに詳細な内容は一般的にSuzanne N. Lalonde, *Determining Boundaries in a Conflicted World: The Role of Uti Possidetis* (2002); Steven R. Ratner, “Drawing a Better Line: Uti Possidetis and the Borders of New States”, 90 *Am. J. Int'l L.* 590 (1996); Surya Sharma, *Territorial Acquisition, Disputes and International Law* (1997), pp.119-29 などを参照。

## 批評文(大西 裕)

---

本論文は、戦後日本の「歴史的記憶喪失」を、アメリカによる日本占領統治や戦後の枠組みを規定したサンフランシスコ講和条約が当時の国際政治情勢を勘案した「非懲罰的」であったことに原因を求めるものである。アメリカが日本の帝国主義的膨張によってアジア諸国の人々が持った日本に対する否定的感情を理解しない対日政策をとったがために、日本はその否定的感情を理解せず、戦争犯罪に対しヨーロッパでのそれとは対照的に否定的な対応に終始したと本論文は主張する。このために、本論文は領土紛争に関する、通説的な「脱歴史認識的、機能主義的、便宜主義的な法理」に、「歴史批判的アプローチ」を対峙させ、後者の観点から上記主張の立証を試みる構図となっている。この問題提起は新鮮で興味深く、注目に値し、今後様々な角度から検証を試みる価値がある。

このことを前提にしつつ、評者は本論文に対するいくつかの疑問を以下、述べる。なお、評者は国際法はもちろん、法律学を専攻してはいないので、国際法的に本論文がいかなる価値を有しているかは判断できない。この批評で挙げるのは、その前提となる政治的・社会的現象に対する本論文の理解となることをお許しいただきたい。

第一に、本論文は非常に不親切である。本論文で根幹をなすような用語や議論の背景についての説明が不足している。例えば、本論文の鍵概念である「歴史的記憶喪失」とは具体的に何を指すのか説明がない。また、II-2について本論文はポツダム宣言受諾の法的性格を縷々論じているが、なぜこの点をこれほどの枚数をさいて論じる必要があるのか、あるいはいかなる論争があり、それがなぜ重要なのか、その背景が全く説明されていない。第二に、本論文は論文を理解する上で重要な判断の論拠を示していない。例えば、323頁で連合国と日本との関係史が重要であると指摘するものの、いかなる側面が重要なのか、あるいは重要だとするのは具体的にどの事実なのかを示さない。この命題のあとに述べられているきわめて基本的な概略史では筆者が何をさしてこのような主張をするのかおよそ理解できない。また、例えば、323-324頁において、米国の政策運用が日本を国際的圧力から乖離させたと主張するが、その根拠はあがっていない。少なくともそのように判断可能な叙述は評者には見つけられない。このように根拠の示されない主張は、ざっと見ただけでも323-324頁、328頁に見受けられる。なお、331頁に示された、第一次世界大戦以前のアメリカの対外政策指針が日本占領に影響したとの記述は常識的に奇異であるので、アメリカがこのような指針を30年以上もその後持ち続けたならそれ自体が論証されねばならない。第三に、本論文が327-328頁に掲載された長文の引用が、何を意味しているのか明示されていない。第四に、仮に、歴史的記憶喪失とアメリカの対日政策の性格が本論文のこのような事実であったとしても、その間に因果関係があるというための理論の提示が本論文ではない。歴史的記憶喪失が他の要因とは関係がないと主張するためには、政治学的・社会学的ないしは国際関係論的理論が必要であるが、そうした説明はない。

本論文の重要な指摘にもかかわらず、以上のような指摘が可能になるのは、国際法のアプローチをとる本論文が、その前提とすべき、政治学的、国際関係論的ないしは外交史的蓄積を踏まえていないか、あるいはそうした蓄積がそもそも不十分だからである。後者であるとしたら、本論文を契機にして他の分野での活発な研究がなされることを期待したい。

## 批評文に対するコメント(李碩祐)

---

筆者の論文「連合最高司令部、サンフランシスコ平和条約、そして韓日外交関係の構築」は、米国が帝国主義時代に自国の領土を拡張する過程で露呈した国益の実現に関する国家実行が、第二次世界大戦以降戦勝国の立場から、連合最高司令部、サンフランシスコ平和条約の構図を経ることで適用した政務的な便宜性の考慮と濫用は、現代東アジア、特に日韓外交関係の不安定をはらませたことを眺めている。批評文も本稿の主張しようとする意図については「アメリカによる日本占領統治や戦後の枠組みを規定したサンフランシスコ講和条約が当時の国際政治情勢を勘案した「非懲罰的」であったことに戦後日本の「歴史的記憶喪失」の原因を求める論文」であると認識しており、論文の本質的な目的を理解していることに感謝する。

批評文で指摘したいくつかの事項については、以下のような意見を示すことで、批評文への筆者個人の全般的な所感を該当部分に明らかにしようと思う。

まず、批評文は本稿の核となる概念である「歴史的記憶喪失」とは具体的に何を指すのか説明がなく、なぜポツダム宣言受諾の法的性格が強調されているのかについて問題提起をしている。ポツダム宣言受諾の法的性格が非常に強調されざるを得ない理由は、まさに戦後日本の「歴史的記憶喪失」の治癒にその主たる目的があるためである。論文で明らかにしたように、戦勝国と敗戦国との関係に関する国際法の一般的な認識は、米国など主要戦勝国家によって決定された第二次世界大戦以後の処理方針に関する一連の国際宣言の法的羈束力について肯定的に評価せざるを得ず、特にポツダム宣言は国際条約上の用法と同様に法的権利ないし義務を創設するものと解釈すべきである。日本は1945年9月2日降伏文書に調印することで、明示的にポツダム宣言の信義誠実な履行を宣言したという事実についての記憶は、敗戦国家日本が法的に目指すべきところを論している。このような歴史的な事実を日本が国家的に、あるいは国民的にきちんと直視しているかについての疑問がある。

批評文は、また、論文の理解に重要な判断の論拠を提示していないと指摘している。論文が主張しようとする事実的な根拠を提示できていないことへの問題提起は、一見したところ (*prima facie*) 理解できる面があるが、筆者が論文で主張したのは、連合最高司令部の日本統治とサンフランシスコ平和条約の締結過程で明らかになった東アジア領土処理問題の相互関連性を中心に、米国をはじめとする主要戦勝国の敗戦国日本の領土処理過程についての認識の高まりであるということを強調したい。

批評文は、米国国務省内で敗戦国日本の領土処理過程で露呈されたサンフランシスコ平和条約関連内部文書の意味するところについての問題提起をしている。論文で明らかにした戦後日本の領土処理の適法性評価において、その示唆するところを理解できなければ、さらにはサンフランシスコ平和条約の締結のための敗戦国日本の領土処理過程で示した米国の態度を通じ日本の固有領土と日本が帝国主義的な領土膨張過程で侵奪した領土との明確な区分と処理という課題が主要戦勝国間の利害関係と政務的な便宜性によって毀損されたことを正確に理解できないなら、筆者としては非常に遺憾だと考えざるを得ない。

最後に、批評文で本稿が「歴史的記憶喪失が他の要因とは関係がないと主張」したという指摘についてはそのような主張を筆者がしたのではないので、批評者の誤解があると判断され、政治学的・社会学



的ないしは国際関係論的理論が必要であるが、そうした説明はないという主張も、筆者の主要専門分野を度外視した不親切な論評だと考える。ただ、批評者が主張するように、国際法的アプローチを取った本稿がその前提になる政治学、国際関係学、あるいは外交史的蓄積との連携において問題があるということであれば、このような日本の戦後歴史的記憶喪失についての認識と共感の場の形成を根幹に、他の関連分野での活発な研究が行われることを期待するということについては、全面的に同意するものである。